

平成22年第8回辰野町議会臨時会会議録

1. 招集告示年月日 平成22年11月25日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成22年11月29日 午前10時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 13名

2番	前田親人	3番	三堀善業
4番	中谷道文	5番	中村守夫
6番	永原良子	7番	船木善司
8番	岩田清	9番	根橋俊夫
10番	成瀬恵津子	11番	宮下敏夫
12番	宇治徳庚	13番	山岸忠幸
14番	篠平良平		

6. 会議事項

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第2号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	林龍太郎
総務課長	小沢辰一	まちづくり政策課長	松尾一利
住民税務課長	松井夕起子	保健福祉課長	野沢秀秋
産業振興課長	中村良治	建設水道課長	増沢秀行
水処理センター所長	一ノ瀬保弘	会計管理者	金子文武
病院事務長	荻原憲夫	福寿苑事務長	宮原正尚

消防署長 赤 羽 守
両小野国保診療所事務長 向 山 光

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 沢 高 秋
議会事務局庶務係長 赤 羽 裕 治

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 7 番 船 木 善 司
議席 第 8 番 岩 田 清

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。日一日と寒さが増してきている今日この頃でございます。11月6日の議会55周年記念式典には、理事者並びに課長の皆さんにはお忙しい中ご光彩を添えていただきありがとうございますございました。盛大にできましたことを厚く御礼申し上げます。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第8回11月辰野町議会臨時会を開会いたします。欠席届の報告を申し上げます。矢ヶ崎紀男議員が母死去のため、古村教育長、林教育次長、林社協事務局長が会議のため欠席しております。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりであります。第8回臨時会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

おはようございます。本日ここに第8回辰野町議会臨時会を召集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄お忙しいところをご出席賜り心から感謝を申し上げます。紅葉も足早に駆け抜け、にわかには冬の様相を呈する頃となりました。心配されました夏の猛暑の農作物への影響は少なく、果樹、水稻、キノコ等、五穀豊穰の正に新嘗祭となりなによりであります。去る6日には議会開設55年の記念式典が盛大に挙行政され、山本哲也氏の講演会は大勢の町民の皆さんにも聴講をいただき地方分権新時代への大きな区切りとなりましたことは誠に意義深く、ご同慶の至りであり深く敬意と感謝を申し上げますところであります。また55年、この一連

の残る子ども議会が成功裡に進みますことを期待申し上げます。また文化の日には7名の方に功績者表彰をお渡しすることができました。受賞されました皆様の長年に亘るご努力と、またそれぞれの功績に改めて感謝を申し上げるところでございます。国政にあつては第176回臨時国会も12月3日の会期も迫ってまいり積み残しになりそうな法案もあり、しかしスムーズな運営をここで期待をするところでございます。また国際情勢も緊迫しており、とりわけアジア地域における外交面におきましては尖閣諸島問題などを始め広州アジア大会の開催中にもかかわらず、朝鮮半島のヨンピョンドで砲撃の煙が上がったことは大きな衝撃であり、政府の熟慮ある適切な対応を切望するところでございます。さて今臨時会で審議いただきます議案は「辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」また「辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、「辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」の3議案でございます。提案時にご説明申し上げますので原案可決くださいますようお願い申し上げます、臨時会開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により、議席7番、船木善司議員議席8番、岩田清議員を指名します。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の付議事件は、予め告知のとおりでありますので会期を本日一日としたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案第1号 朗読)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 1 号辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。議案第 1 号からこのあと 3 号まで関連がございますので、概要を先に申し上げます。去る 8 月 10 日に人事院の勧告を受けまして国が今国会に一般職及び特別職の給与に関する法律の改正案を提出したことによりまして辰野町でも人事院勧告に添って実施をしたいとするものであります。内容につきましては、国に準拠し職員の期末勤勉手当の年額 0.2 箇月分の削減、月例給の平均で 0.19% の引き下げと、そして 55 歳を超える 6 級職員の 1.5% の減額、そして平成 18 年からの昇級抑制分の 1 号俸の回復、そして議会議員、特別職職員の期末手当の年額 0.15 月の削減をするため条例の一部を改正をしたいとするものでございます。辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げますが、別紙の辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表が分かりやすいと思いますので、こちらをご覧くださいと思います。施行日がそれぞれ異なるために改正条例は 1 条と 2 条に分かれておりまして表面が 1 条、裏面が 2 条関係でございます。第 1 条につきましては期末手当について定めている条例の第 5 条 2 項の中で、基礎額に 12 月 10 日に支給する場合においてはの続きでございますが、アンダーラインの箇所で「100 分の 160」とあるのを改正案では「100 分の 145」を乗じて得た額とする、とするものであります。0.15 月減額となりまして、今年の 6 月に既に支給された「100 分の 145」と、それで合わせますと年間で 2.9 月となるものでございます。こちらにつきましては 12 月の 1 日が施行日でございます。裏面の 2 ページをご覧くださいと思います。2 条関係分でありますけれども、こちらは 1 条の 12 月支給割合の改正によりまして 6 月と同額の「100 分の 145」を乗じた額となっているものを来年からは 6 月の支給分を「100 分の 140」12 月の支給分を「100 分の 150」を乗じて得た額と改定するものであります。こちらの施行日は平成 23 年 4 月の 1 日からでございます。年間の「100 分の 290」即ち 2.9 箇月につきましてはの支給割合は今年と変わりがないとするものでございます。

以上、提案理由を申し上げます。全議員の皆様のご賛同をいただき原案可決く

ださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第1号辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例ついてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。日程第4、議案第2号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案第2号 朗読)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第2号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を説明申し上げます。国に準拠をしまして辰野町特別職員で常勤のもの等の期末手当の支給月を改定するため、条例の一部を改正したいとしますのでございます。具体的には町長、副町長、教育長についてでございますが、議案と合わせ別紙の特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例新旧対照表を、こちらの方をご覧をいただきたいと思います。この条例につきましては一般職の条例を読替えておりますので、条文がさきほどとは異なりますけれども内

容はさきほどの議案第1号と同様でございまして、施行日の違いによりまして2条立てとなっております。第1条につきましては第3条2項の12月支給分について「100分の150」とあるのは「100分の160」とする部分を「100分の135」とあるのは「100分の145」とするに改めまして0.15月の減額をするものであり、施行日は平成22年12月の1日であります。2ページを裏返していただきまして2条の関係でございしますが、こちらにつきましては中ほどのアンダーラインの部分で「100分の125」とあるのは「100分の145」の部分で「100分の122.5」とあるのは「100分の140」に改定をし「100分の135」とあるのは「100分の145」の部分で「100分の137.5」とあるのは「100分の150」とすると改定をしたいものでございます。年間の支給月数におきましては2.9箇月で変わりがございません。6月の1.4月、12月は1.5月の割合としたいとすもののでございます。

以上、提案理由を申し上げます。全議員のご賛同をいただき原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第2号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。日程第5、議案第3号辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案第3号 朗読)

の減額の部分で4ページの35条でございますが、これは給与の減額について超過勤務を代休に振り替える場合があるわけでございますけれどもこれについては年次休暇と同様の扱いとし、減額の対照としないとする部分でございます。5ページの追加となります附則第7項でございますがこの項につきましては、55歳以上で6級の職員今回でてくるわけでありましたが特定職員と言うわけでございますが、これにつきまして(1)号につきましては給料月額、中ほどにございます(1)でございますがこれはこの該当する職員の給料月額(2)号につきましては(2)でございますがこれは期末手当、そしてめくっていただきまして(3)号につきましては勤勉手当、(4)7ページにまいります(5)(6)号についてはは退職時の場合の取扱いについてそれぞれ規定をいたしまして1.5%を減額をできるように改正をするものでございます。8ページをご覧をいただきたいと思っております。8ページの附則の8項でございますけれどもこれは月の途中で55歳以上の特定職員となった場合の規程に触れてございます。9項でございますが、こちらにつきましては1時間当たりの給料計算をする場合の1.5%減額対象者の算定方法の規程でございます。10項につきましては勤勉手当の総額を算定する際の、55歳以上の特定職員の勤勉手当を計算する率を定めたものでございます。それから11項でございますが9ページの中ほどでございます。11項は平成18年と19年の給与構造改革におきまして地域手当の原資を確保するために昇級時の1号俸を抑制をしてきたところでありましたが、その回復をこの平成23年の4月1日に1号俸を回復させる改正でございます。ページ9の一番下の所に別表とありますが、これは議案の方をお開きをいただきまして、議案第3号の22ページをお開きをいただきたいと思っておりますが、表がございまして22ページの行政職給料表では行政職の給料表1級から6級までで号俸がそれぞれ右の欄に書いてございますが、これを超える職員がこの40歳以上の給料月額の減額をする職員の範囲に入ってまいります。給料表につきましてはその議案の前段の前に戻っていただきまして5ページ、議案の5ページ以降がそれぞれの給料表になっておりますのでこちらと併せてご覧をいただくこととなりますが、全体で平均の0.19%の減額となる給料表でございます。なお医療職の給料表一表、医師については改正がございません。以上がこの今回の改正条例1条の改正の部分でございます。こちらにつきましては平成22年、今年の12月1日が施行日となっております。続きまして、元の新旧対照表に戻っていただきまして、新旧対照表の10ページをお開きをいただ

きたいと思います。こちらは第2条の関係でございます。平成23年度以降の手当の額の改正でございまして総額におきましては、今年度と同じ3.95月となるわけでございます。26条につきましては期末手当の額でございまして、6月支給分の「100分の125」を「100分の122.5」、そして12月支給分を「100分の135」を「100分の137.5」とし特定管理職員にあっては、6月が「100分の105」を「100分の102.5」、そして12月分を「100分の115」を「100分の117.5」とするものでございます。2項につきましては再任用職員の割合を定めたものでございます。そして10ページの一番下の行になりますが、この29条につきましては勤勉手当の割合を定めるものでございまして現在は現行でいきますと6月と12月分、同率で「100分の65」となっておりますけれどもこれを「100分の67.5」、また特定管理職員にあっては「100分の85」を「100分の87.5」に改めるものでございます。2号はさきほどと同じ再任用職員の改正でございます。11ページの下段の附則の10号でございますけれども、こちらにつきましては55歳以上の1.5%減額となる職員の勤勉手当の原資となる総額の算定の規定でございます。以上が第2条の改正部分でございます。新旧対照表13ページをご覧をいただきたいと思いますがこちらが第3条の関係の改正内容でございます。この第3条についてでございますけれども附則第7項の改正でございまして、平成18年の構造改革にて給料表が減額改正された際、減給補償を受けている職員が74名おるわけでありますがその職員の減額調整の方法を定めたものでございます。以上までが第3条の改正の部分でございます。議案の今度ちょっととんでいただきまして21ページをご覧をいただきたいと思いますが、この一番下の行の附則につきましては触れさせていただきたいと思いますが、21ページ附則の第1項でございますけれども、こちらにつきましてはこの条例は22年の12月1日からの施行するというので施行日を定めたものでございます。そして第2条の関係につきましては平成23年4月1日からということになります。2項につきましては12月に支給する期末手当によりまして月例給の4月から11月分が含まれてこないわけでありまして、その減額調整を行うとするものでありまして、こちらにつきましては平成22年の今年のですね春の4月1日において、その概ね40歳以上でさきほどの給料表に該当となる減額改定対象職員が受けるべき給料、それから管理職手当、扶養手当、住居手当の月額額の合計額に調整率の0.28%を乗じましてそ

の8箇月分を乗じて得た額と、6月の期末勤勉手当の額にその調整率を掛けた額の合計額をこの12月の期末手当において一括して減額調整をするものであります。今年に限ってこの4月部分を遡らずに0.28%の調整率で調整をしていきたいとする条項でございます。3項でございますけれども、こちらについては22ページの3項は22年の4月1日以前に55歳に達した職員に関する読替の規程でございます。23ページの4項につきましてはこれは町長への委任規定でございます。第5項につきましては55歳以上の減額対象者の現実にはないと思われましてけれども、育児休業を取得した場合の減額に関する読替規程でございます。

以上が議案第3号の関係の改正の部分でございます。提案理由を申し上げました。全議員の皆さんのご賛同をいただきまして原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第3号辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。以上で本臨時会に付議された事件は全部終了しました。よって平成22年第8回(11月)辰野町議会臨時会を閉会といたします。ご苦労様でした。

11. 閉会の時期

11月29日 午前 10時 32分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 赤羽裕治の記録したものであって内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番